

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合を引下げ

米國連邦準備制度理事會は5月15日、ニューヨーク、ボストン、フィラデルフィア、クリーブランド、リッチモンド、アトランタ、シカゴ、セントルイス、カンザスシティ、ダラスの10連銀が公定歩合を6.25%から6.0%に引き下げ、16日から実施することを承認した旨を発表した。続いて16日にはサンフランシスコ連銀の追従引下げ(19日実施)を承認、さらに22日にはミネアポリス連銀(23日実施)の同様の引下げを承認した。

今次引下げは、3月7日の引下げ発表(6.75→6.25%、10日実施)以来約2ヵ月ぶりのものであり、またこれにより昨年12月6日に第1回の引下げが発表されて以来5回の引下げ(通算引下げ幅2.0%)が行われたことになる。

今次措置の趣旨につき同理事會は、「最近における短期金利の低下に追隨したものであり、公定歩合と短期金利の均衡回復を意圖したものである」と説明している。

◇バーンズ連邦準備制度理事會議長、金融政策の運営目標に関し第1回議会議言

バーンズ連邦準備制度理事會議長は5月1日、上院銀行・住宅・都市問題委員會において、金融政策の運営目標について半年に1回議會に説明するよう求めた3月24日付両院合同決議(注)に基づき、第1回目の議会議言を行った。本証言で同議長は、当面の政策運営に関し、向こう1年間(75年4月～76年3月)のマネー・サプライの目標値を明らかにした(マネー・サプライの目標値を事前に公表したのは連邦準備制度史上はじめて)。同目標値は次のとおりであるが、バーンズ議長はこの目標値はあくまでも当面の景氣回復をねらったもので、景氣が回復すれば目標値の引下げが必要であることを指摘している。

$M_1 \cdots 5 \sim 7.5\%$

$M_2 \cdots 8.5 \sim 10.5\%$

$M_3 \cdots 10 \sim 12\%$

(注) 3月24日付両院合同決議(concurrent resolution)は、連邦準備制度に対し、①75年上半年(1～6月)のマネー・サプライを増加させ、②長期金利の低下を促進するよう求めるとともに、連邦準備制度が半年に1回上下両院において、金融政策および金融問題に関し説明することを要請したものであるが、法的拘束力はない。

◇米国、輸入原油等に対し課徴金を賦課

フォード大統領は5月27日、輸入原油についてはパーレル当り1ドル、輸入石油製品については同60セントの課徴金を賦課し、6月1日から実施する旨を発表した。

今回措置は、同大統領が年頭一般教書で述べたエネルギー対策の一環として実施されたものであり、本年2月の実施(輸入原油に対しパーレル当り1ドル)に次ぐ2回目のものである(注)。

(注) 一般教書における、輸入原油に対する当初の課徴金賦課予定は、2月、3月、4月にそれぞれパーレル当り1ドルずつ賦課し、4月以降3ドルとする意向であったが、3月以降分については議院などの反対もあってその実施が見送られていた。

欧州諸国

◇EC蔵相理事會、フランスの共同フロート復帰を原則的に承認

1. EC蔵相理事會は5月20日、フランス・フランの共同フロート復帰問題等を検討した。席上フルカード・フランス蔵相は「今後フランスは、フラン相場を事実上現行マージン(基準レートの上下2.25%)内に維持する」と発言、同理事會はこれを原則的に承認した。もっともその際、フランスは現行制度の改善案をもあわせ提示しており、現行共同フロート制への正式復帰を表明したわけではない。

フランスの改善案の概要等は次のとおり。

(1) 中央銀行による市場介入方式の調整

現行制度では、スネーク維持のために市場介入を行う場合、最弱通貨国にのみ負担がかかる仕組みとなっている(自国市場で自国通貨買支えの義務を負うほか、その他国市場での買支え額についても翌月末に決済)。これを是正するため、スネーク全体を上方に押し上げる強い通貨国に対し対米ドル介入を義務づけることが望ましい。

(2) 対米ドル共同体水準の設定

(1)との関連で、各国中央銀行の合意に基づく対米ドル相場を設定する。もとより、この水準は固定的なものではなく、市場実勢および先行き見通しに合わせて調整可能なものであり、また対米ドル相場設定にあたっては米国との協調的な態度を採ることが望ましい。

(3) 市場介入に伴うEC短期信用供与方式の改善

スネーク維持のための市場介入に伴う決済は、現在の翌月末自動決済方式を改めて、決済期限を3ヵ月に延長するとともに、買支え国の合意があればさらに3ヵ月間延長できるようにする。また現行制度では、決済は外貨準備の構成比に応じて、金、外貨、IMFポ

ジョンにより行われることがたてまえとなっているが、現実にはこれが遵守されていない(ほとんど、外貨のみによる決済)以上、制度を現実にも即したものに改める。

以上の本提案は、今後中央銀行専門家会議において細部を検討のうえ、次回理事会(6月16日)において再度討議される予定である。ただし、とくに(2)については、「EC通貨の対米ドル相場固定化をねらったもの」(アペル西ドイツ蔵相)といった反対の空気も強く、曲折が予想される。

2. なお、同理事会では、上記議題のほか、6月のIMF暫定委員会に臨むECとしての対処方針につき意見交換を行ったほか、EC共同起債問題を検討した。このうちEC共同起債に関しては、イタリア、アイルランド、デンマーク、英国などが同資金利用の意向を有していると伝えられるが、正式な借入れ要請はどこからも出されていないため具体化には至っていない。

また、スイスの共同フロート参加問題については次回に持ち越すこととなった。

◇英国政府、国有企業への価格抑制補助金を増額

1. 英国政府は5月2日、「国有企業法案」<Statutory Corporation(Provisions) Bill>を発表、74年度の国有企業に対する価格抑制補助金(price restraint compensation)を5億ポンド増額する旨明らかにした。すなわち、当初この価格抑制補助金は73~74両年度合わせて5億ポンドと定められ、すでに73年度に3.5億ポンド支出済みとなっていたことから、74年度分支出枠としては1.5億ポンドに限られていたが、本法案により74年度分は結果的に6.5億ポンドに増加されたことになる。またこの価格抑制補助金について、ヒーリー蔵相は4月の75年度予算案発表に際し、76年度にはこれを廃止する旨述べていたが、本法案では「必要ならば76年度にもこの支出を続ける」としている。

2. なお本法案には、このほか次のような国有企業の借入限度額の引上げも織り込まれている。

- (1) 英国鉄鋼公社(British Steel Corporation)…12.5→20億ポンド
- (2) 国有バス会社(National Bus Company)…1.3→2億ポンド

◇英国、一部海外証券の売却を制限

英蘭銀行は5月12日、居住者が1972年6月23日以前に取得し、かつ本年5月12日までに公認預託機関(Authorized Depository)に預託していない海外スターリング地

域証券を売却する場合には、英蘭銀行の特別許可を要する扱いとする旨発表した。

これは、72年6月23日に行われた為替管理法の改正に際して、同日以前の取得証券の売却に限って管理法の適用除外とされた特例措置を今回撤廃することにしたものである。

なお伝えられるところによれば、すでに大半の証券が公認預託機関に預けられていることから、今回の規制対象となるものはごくわずかとみられている。

◇英国政府、航空・造船産業法案を発表

英国政府は5月1日、「航空・造船産業法案」(Aircraft and Shipbuilding Industries Bill)を議会上程した。同法案によれば、航空機産業および造船・同関連産業の国有化を進めるため、新たに「英国航空機公社」(British Aerospace Corporation)および「英国造船公社」(British Shipbuilders Corporation)が設立されることとなっている。その具体的内容等は次のとおり。

- (1) 航空機会社4社および造船・同関連会社(船舶修理、ジーゼル・エンジン製造等)40社を国有化し、それぞれ新設のBACおよびBSCが統轄する。
- (2) 国有化に伴う投資家への補償は、以下の方法による。
 - イ. 上場証券については、1974年2月27日までの6か月間の平均株価を基礎に算定する。
 - ロ. 非上場証券の場合は、証券保有者の代表と産業相との間で取り決めるところによる。
- (3) 新設会社の借入れ限度は、BACの場合200百万ポンド、BSCの場合300百万ポンドとする。

◇西ドイツ、公定歩合引下げなど一連の金融緩和措置を実施

1. ブンデスバンクは5月22日の定例中央銀行理事会において、次の4項目からなる金融緩和措置を決定した。

- (1) 公定歩合の引下げ(5.0→4.5%、今次5回目、通算低下幅2.5%)
 - ロンバード(債券担保)貸付利率の引下げ(6.0→5.5%、今次6回目、通算低下幅3.5%)
 - <いずれも5月23日実施>
- (2) 国内債務に対する最低準備率の現行水準比一律5%引下げ(別表参照、これにより解放される準備所要額は約22億マルク)<6月1日実施>
- (3) ブンデスバンクの民間手形割引会社(Privatdiskont AG)からの銀行引受手形買入れ限度額の引上げ(11→15億マルク)

(4) 2年もの割引国庫債券の売りオペ・レートの下げ
(0.125%)<5月23日実施>

2. 同行コミュニケによれば、「本措置は景気対策上望ましい市場金利の低下傾向を促進するもの」と説明されている。またクラゼン総裁等同行首脳部ならびにフリーデリクス経済相は、要旨次のような追加説明を行っている。

「本措置は、国内景気の回復度合いが小さいため、いっそうの金利低下を促して企業のコスト負担を軽減し、景気を刺激するために採られたものである。また前週の米国とスイスの公定歩合引下げ決定に歩調を合わせたことも事実である」。

西ドイツの最低準備率

(6月1日以降、単位・%)

金融機関規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
残高準備率	対象債務	15.06	11.59	10.40	
	10億マルク以上	[15.85] (32.2)	[12.20] (32.2)	[10.95] (27.6)	
	同 1億マルク以上	13.87	10.40	9.26	
	10億マルク未満	[14.60] (32.2)	[10.95] (32.2)	[9.75] (27.6)	6.94 (7.30)
同	同 1千万マルク以上	12.73	9.26	8.08	5.80 (6.10)
	1億マルク未満	[13.40] (32.2)	[9.75] (32.2)	[8.50] (27.6)	(23.0)
	同 1千万マルク以上	11.59	8.08	6.94	
	1億マルク未満	[12.20] (32.2)	[8.50] (32.2)	[7.30] (27.6)	
増加額準備率	対居住者債務……70年12月以降停止 対非居住者債務…74年1月 //				

- (注) 1. []内は対居住者債務旧適用率。
()内は対非居住者債務現行適用率。
2. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。
I……ブンスバンクの支店、出張所所在地の金融機関。
II……その他の地域の金融機関。
3. ブンスバンクの発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

◇西ドイツ、8.25%もの連邦債を発行

西ドイツ政府は5月15日、本年第3回目の連邦債の発行要領を以下のとおり決定した。今次連邦債のクーポン・レートは4月末から5月初にかけて発行された連邦鉄道債と同じ8.25%ながら、最近における好調な債券市場の地合いを映じて応募者利回りが小幅低下している。

(4月末から) (3月発行)
発行の連邦 鉄道債 の第2回
連邦債

発行額	660百万マルク(540百万マルク)	(660百万マルク)
表面金利	8.25%	(8.5%)
期間	8年	(8年)
発行価格	99.5%	(98.5%)
応募者利回り	8.34%	(8.77%)
売出し期間	5月21~23日<ただし上記のうちの600百万マルクについて>	

◇イタリア、公定歩合を再引下げ

1. イタリア銀行は5月27日、公定歩合を1%引き下げ翌28日から実施する旨決定した。今次引下げは、昨74年12月に続く第2回目のものであり、この結果、引下げ幅は通算2%となった。

新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引 7.0%、ただし高率適用(注)の場合は10.0%(8.0%、同11.5%)

食糧備蓄機関手形 3.5%(3.5%、据置き)

貸付歩合

通常貸付 7.0%(8.0%)

債券担保特別短期貸付 7.0%、ただし高率適用(注)の場合は最高10.0%(8.0%、同11.5%)

(注) 高率適用の方法

- 商業手形割引の場合……従来どおり、当該割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)における商業手形割引額の平均残高が、支払準備積立所要額の5%を超える銀行に対して適用するが、その場合の割引金利は従来比0.5%安の3.0%とする。
- 債券担保特別短期貸付の場合……最初の貸付から次の貸付までの期間(本貸付の利用ひん度)に応じて罰則金利を加算することに変わりはないが、適用金利は従来比0.5%安とする。すなわち、商業銀行が最初の貸付を受けた後90日以内に2回目の貸付を受けた場合は3.0%、91~120日以内は2.0%、121~150日以内は1.0%の金利をそれぞれ加算適用する(151日以上経過した場合は高率適用の対象外)。

2. 今次引下げ措置につきイタリア銀行は、「このところ物価の騰勢が鈍化しているほか、貿易収支も輸入の著減を背景に改善傾向を続けており、市中貸出金利も低下をみていた。しかしながら、景況は依然として低迷を続けている一方、海外主要国の金利低下もあって、金融機関に対する産業界の貸出金利引下げ要請が一段と強まってきた。こうしたことから、市中貸出金利の低下をさらに促進することにより、生産の回復、投資の拡大を図ることが必要と判断されるに至ったため今次引下げに踏み切ったものである」旨説明している。

◇イタリア銀行協会、預金金利の再引下げを決定

1. イタリア銀行協会(Associazione Bancaria Italiana)は5月30日、銀行間で協定している預金金利の上限を以下のとおり4月18日(実施は5月1日)に続き再度引き下げ、6月15日から実施することを決定した(単位・%、カッコ内は旧レート)。

預金残高	当座預金	貯蓄預金
20百万リラ超 50百万リラ以下	最高 5.50(6.00)	最高 6.50(7.50)
50百万リラ超 100百万リラ以下	〃 6.00(6.50)	〃 7.00(8.00)
100百万リラ超 250百万リラ以下	〃 6.50(7.50)	〃 7.50(8.50)
250百万リラ超	〃 7.00(8.50)	〃 8.00(9.00)

2. 今次措置は、5月28日に公定歩合が引き下げられたこと(通常貸付歩合8.0→7.0%)に伴い、プライム・レートの引下げ(15.0→14.0%、6月15日実施)とあわせ決定されたものである。

◇イタリア政府、企業救済融資等を決定

1. イタリア政府は5月7日、不況の進行に伴い増加傾向にある企業倒産を防止し、あるいは企業の体質強化を促進するための金融措置ならびに老齢年金支給額の引上げなどを決定した。今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 金融措置関係

イ. 金融ひっ迫に陥った企業(とくに中小企業)に対する政府救済融資制度を発足させ、向こう9年間に総額約6,000億リラを融資枠として確保する。

75年	2,030億リラ	
76~80	〃 3,000	(年間600億リラ)
81~83	〃 900	(〃 300 〃)

ロ. 企業の体質改善を促進するための基金として、向こう15年間に約4,000億リラの融資枠を設定する。

75年	160億リラ	
76~89	〃 3,920	(年間280億リラ)

ハ. 繊維産業向けの業界体質強化を目的とする特別融資を実施する。

75年	60億リラ	
76~89	〃 1,400	(年間100億リラ)

(2) 老齢年金関係

老齢年金支給額を1ヵ月当たり13,000リラ増額し(従来、民間企業の労働者の場合、月42,950リラ)、75年1月1日にそ及して実施する。

2. 今次措置につきカッティン通産相は、「イタリア経済は、ここへきて不況色を一段と強めており、中小企業を中心に経営困難に陥る企業も増加の一途をたどってい

る。今次措置により、そうした企業の金繰りが緩和されるとともに、中期的には企業の体質改善を通じて生産力および輸出競争力の増強が行われるものと期待される」旨コメントしている。

◇イタリア、輸入代金等前払いに関する外貨ファイナンス強制措置を廃止

1. イタリア為替局(Ufficio Italiano dei Cambi, 略称UIC)(注)は5月13日、さる73年7月30日に当時のリラ危機に対処して外貨準備補強のため導入した、「輸入代金等前払いに関する外貨ファイナンス強制措置」を廃する旨発表した。今次措置の概要は以下のとおり。

(注) 1945年、外国為替管理機関として設置されたもので、法律上独立した機構ながら、局長はイタリア銀行総裁が兼任。

(1) 輸入商品の通関する時点または海外から役務の提供を受ける時点以前に、業者が当該代金の前払いを行う場合、5月13日以降リラ資金の外貨転換によりこれを行うことを認める(従来は、外国為替公認銀行からの外貨借入れによってのみ支払うことが義務づけられていた)。

(2) 前払いの標準決済期間は従来同様、輸入商品の通関前または海外からの役務享受前30日とし、同期間中に前払いを行う場合は、UICの許可は不要とする。

2. 本措置の背景には、国際収支改善傾向の定着とリラ相場の安定とがあると思われる。ちなみにイタリア銀行カルリ総裁も、5月中旬のFOREX世界大会において、「イタリアは、これまで国際収支の均衡を経済政策諸目標の中で最優先してきたが、いまやこれは十分に達成されつつあり、イタリア・リラ相場も堅調な推移をたどっている」旨指摘している。

◇スイス、公定歩合を再引下げ

スイス中央銀行は5月16日、公定歩合を5.0%から4.5%へ、ロンバード(債券担保)貸付利率を6.0%から5.5%へ、それぞれ0.5%引き下げ、20日から実施する旨決定、発表した。この結果、公定歩合の通算低下幅は3月実施分と合わせ1.0%となった。

本措置について同行では、「米国の公定歩合引下げに追随するものであり、これによりその他海外主要国との金利差を拡大し、スイス・フラン相場の安定に配慮すると同時に、市中銀行の貸出金利の低下を促して企業の金利負担軽減を図ることを目的とするもの」と説明している。

◇スイス中央銀行、対外債務に対する準備預金積立義務を緩和

スイス中央銀行は5月28日、商業銀行の対外債務に対する準備預金の積立義務免除率(最低準備制度上の所要積立額<73年11月25日の積立残高>に対する免除率)を現行の75%から90%に引き上げ、5月末積立分から実施する旨決定した。この結果、積立残高は現行の約9億スイス・フランから約5億スイス・フランに減少し、約4億スイス・フランの資金が解放されることになった。

同行では本措置について、「国内金融市場のいっそうの緩和を促進して景気回復を促すと同時に、金利効果を通じてスイス・フラン相場を安定させ、苦境に陥っている輸出産業の回復を企図したものである」とコメントしている。

◇スイス、資本輸出枠を拡大

スイス中央銀行は5月15日、最近のスイスにおける堅調な債券市場地合いにかんがみ、下記のとおり資本輸出枠を拡大ないし撤廃する旨発表した。

- (1) 外国公募債……5、6月合計の起債枠を350百万スイス・フランに引き上げる(3、4月合計は当初300百万スイス・フランのところ、その後340百万スイス・フランまで増枠)。なお、1件当りの発行許容最高額は80百万スイス・フランに据置き。
- (2) 外国私募債……起債枠は当面撤廃する(1~3月中起債枠1,000百万スイス・フラン)。
- (3) 対非居住者貸付……貸付枠は当面撤廃する(1~3月中枠の500百万フラン)。

◇ベルギー、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は5月28日、基準割引歩合を0.5%、その他の金利を1%それぞれ引き下げ、29日から実施する旨発表した。今次引下げは、本年1月の第1次引下げ以降4回目のものであり、この結果、基準割引歩合の引下げ幅は通算2.25%となった。

新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

銀行引受手形(Traites acceptées domiciliées en banque)および輸出入関係手形	6.5%(7.0%)
その他の手形	6.5%(7.5%)
貸付	6.5%(7.5%)

2. 今次引下げにつきベルギー中央銀行は、「ベルギー経済は、5月以降、全面的金融緩和に踏み切ったにもかかわらず、生産の落込み、失業者数の増加が続くなど不況色を濃化している。この間、西ドイツの公定歩合引下

げ等海外金利の下落を背景に国内市場金利も低下をみている。こうした内外金利の低下傾向を追認すると同時に、企業活動の回復を図って、今次引下げを実施することとなったもの」との説明を行っている。

◇スウェーデン、1975/76年度予算案を修正

1. スウェーデン政府(社会民主党内閣)は4月26日、公務員給与の予想を上回る大幅上昇およびそれに伴う年金給付増加などによる歳出増大(23億クローネ)にかんがみ、増税措置を含む予算の修正(今1975/76年度予算は、75年7月~76年6月間に執行されるもの)を発表した。

(単位・百万クローネ)

	1975/76年度当初予算案(1月)	同修正予算案(4月)
歳入	81,318	83,318
歳出	93,224	95,524
	△ 11,906	△ 12,206

2. 政府は同時に、①特別投資基金および環境保護基金の中から70億クローネ、通常の投資基金からその一部を拠出して、輸出競争力強化を目的とする設備投資の促進方につき決定(7月1日)実施したほか、②雇用水準維持を目的として、在庫増殖しを行う企業に対し補助金の支給も行う(7月1日実施)旨発表した。
3. なお政府は、これら各措置の背景となる本年の経済動向につき以下のように見通しの改訂を行った。

スウェーデンの1975年経済見通し

	1974年(実績)	1975年見通し	
		(75年1月作 成)	75年4月作 成
G D P	4.2	(2.5)	2.2
総投資	1.1	(0.5)	0.9
設備投資	9.7	(5.0)	0.9
うち製造業	8.4	(10.0)	9.0
住宅投資	△10.2	(△7.0)	0.5
個人消費	4.4	(3.5)	4.0
公共支出	3.9	(3.0)	3.1
輸出	3.7	(3.0)	1.3
輸入	14.7	(6.0)	2.8

(注) 実質ベース、対前年比増減(△)率・%。

◇ポルトガル、国家企業統制委員会を設立

ポルトガル最高革命評議会(現在同国最高の意志決定機関)は5月14日、紙・パルプ、たばこ、セメント等20社の国有化を発表、さらに同16日、国有化された企業の

管理、監督を主要任務とする国家企業統制委員会の設立を決定した。

なお今次国有化措置により、ポルトガル政府は同国の企業の約60%を支配することとなったとみられている。

◇ポルトガル、最低賃金を引上げ

ポルトガル最高革命評議会は5月14日、賃金格差縮小のため以下の措置を実施する旨を発表した。

- (1) 6月1日から最低賃金を21%引き上げる(月額3,300→4,000エスクード)。
- (2) 賃金に上限(月額48,000エスクード)を設ける。
- (3) 賃金、給与(月額12,000エスクード以上)を本年末まで凍結する。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、第8回年次総会を開催

アジア開発銀行の第8回年次総会は4月24～26日、マニラにおいて開催された。今次総会では、マルコス大統領が冒頭演説の中で「アジア統一機構」の設立を提唱したのをはじめ、インド、パキスタン、スリランカ、ネパールの4か国が中国のアジア開銀加盟支持を表明(昨年総会ではパキスタンのみ)、一方米国(代表 Simon 長官)は対アジア政策の基本的方向転換は行わないことを強調するなど、最近におけるインドシナ情勢の急展開を映じた政治的発言が目だった。

経済問題では、世界的不況・インフレに関連して、豪州、ニュージーランドが先進工業国の貿易制限および物価抑制政策に疑問を投げかけ、またシンガポールも世界貿易の縮小均衡傾向に危ぐを示した一方、わが国および米国、スイス等はインフレ抑制が最重要課題であるとの考え方を表明した。

アジア開銀の活動については、発展途上国における農業および農業関連工業に対する貸付をさらに増加していくことが全会一致で支持され、また、借入れ国側からは金利の引下げや融資対象範囲の拡大などの要望が提出された。一方、同行の資金調達については、産油国との協調の点でおおむねコンセンサスを得たほかには、わが国だけがアジア開発基金(ADF)増額分の3分の1拠出をコミットしたのみにとどまった。なお日本銀行は、アジア開銀に対し300億円の円貸付(注)を行うこととし、4月24日契約に調印した。

(注) 75年5月1日以降の2年間にアジア開銀の必要に応じて分割貸付。平均貸付期間6年半、金利は貸付実行時のわが国政保債利回りに基づき決定。

◇マレーシア、第3次金融緩和を実施

マレーシア中央銀行は4月30日、次のような金融緩和措置を発表した。

- (1) 商業銀行の預金準備率を5月16日以降1.5%引き下げ7.0%とする。
- (2) 商業銀行の預金金利を5月2日以降次のとおり引き下げる(年利・%、カッコ内は旧金利)。

貯蓄預金	6.0	(6.5)
定期預金		
1か月もの	3.5	(4.0)
3 "	5.5	(6.0)
6 "	6.0	(6.5)
9 "	7.0	(7.5)
12 "	8.0	(8.5)

ただし、2年以上の預金については、従来どおり各行の自由裁量。

- (3) 商業銀行の貸出金利を5月2日以降次のとおり引き下げる(年利・%、カッコ内は旧金利)。

特恵レート(注)	9.0	(9.5)
プライム・レート	8.5	(9.0)

(注) 政府系機関および特設農業機関に対する貸出に適用。

同国では、昨年11月商業銀行の貸出増加額規制を緩和、本年2月にも預金準備率の引下げ、預貸金金利の引下げなどを実施したが(1月号および2月号「要録」参照)、景況が引き続き低迷を続けているため、さらに第3次金融緩和に踏み切ったもの。

◇シンガポール、輸出手形再割引制度を新設

シンガポール金融管理庁(the Monetary Authority of Singapore)は輸出手形再割引制度を新設し、5月1日から実施した。概要以下のとおり。

対象手形……コーヒー、こしょう、やし(同油)、石油(同製品)、ゴムの5品目を除く商品の輸出手形および輸出前貸手形。

期 間……1～3ヵ月。

対 象 先……銀行および割引業者。

金 利……7%(注)(5月22日以降6%に引下げ)。

(注) 輸出業者の負担金利をプライム・レートより低くするため、銀行および割引業者のマージンを最高1.25%に制限。

金融管理庁は、70年12月の設立以降、市中金融機関に対する貸付・再割引を実施したことはないが、最近における繊維、弱電、合板等の輸出不振に対処し、上記手形再割引を開始することとしたもの。

◇シンガポール、CD発行を認可

シンガポール金融管理庁は、市中銀行に対し、安定的な国内資金の吸収に資するため5月2日から譲渡可能定期預金証書(Negotiable Certificates of Deposits、以下CD)の発行を認可する旨決定した。同国では、1970年8月にCDの制度が導入されたが、流通市場(secondary market)の未整備からこれまでその発行は見送られてきた。概要は次のとおり。

- 期 間……3か月～3か年もの。
 金 利……市場の実勢にゆだねる(注)。
 発行単位……最低10万シンガポール・ドル
 最高100万 〃
 ただし、条件付認可外国銀行については最低発行単位は25万シンガポール・ドル。
 発行機関……金融管理庁が認めた24行(うち、外国銀行17行、現地銀行7行)。
 1行当たり……払込資本金等を基準に金融管理庁が定
 発行限度 める。

(注) 5月中旬に発行されたCDの金利は、同じ期間の定期預金金利の0.5～1.0%高となっている。

◇シンガポール、市中預貸金金利等を引下げ

シンガポール金融管理庁は、輸出促進、景気浮揚を図る一方、海外金利の低下傾向もながめて、5月21日、輸出手形再割引金利、市中預貸金金利を引き下げることとし、翌22日から実施する旨発表した。

- (1) 輸出手形に対する金融管理庁の再割引金利を年7.0%から6.0%へ引き下げる。
- (2) 市中銀行の貸出プライム・レートは年8.5%から8.0%へ引き下げる。
- (3) 預金金利を次のとおり引き下げる(年利・%、カッコ内は旧金利)。

普通預金		3.5	(4.0)
定期預金	1か月もの	4.0	(4.5)
	3 〃	5.25	(5.75)
	6 〃	5.75	(6.25)
	9 〃	6.25	(6.75)
	12 〃	6.5	(7.0)

(注) 1年超の定期預金金利については、従来どおり各銀行の自由裁量。

◇インドネシア、重油の輸出価格を引下げ

インドネシア国営石油公社プルトミナは、本年1月1日以降積出し分の重油輸出価格をバーレル当り15.4ド

ル(注)から14.2ドルへ引き下げたが、3月31日、最近における石油需給の大幅緩和をながめて、4月1日積出し分からさらに13.2ドルへ引き下げる旨決定した。なお、原油(石油輸出全体の85%を占める)の輸出価格については1974年7月1日以来バーレル当り12.6ドル(FOB建)に据え置かれている。

(注) 日本のC&F建輸入価格。

◇バングラデシュ、為替レートを切下げ

バングラデシュ政府は5月16日、国際収支対策として同国通貨タカ的大幅切下げを発表した。本措置の概要、背景等は次のとおり。

(1) 措置の概要

タカの対英ポンド・レートを従来の1ポンド=18.9677タカから、同30タカに切り下げ(切下げ率36.8%…IMF方式)、翌17日から実施する。

(2) 背景等

同国では、①昨年夏の洪水による米の不作から食糧輸入の増大を余儀なくされていること(本年6月に終わる74/75年度は約6億ドルと前年度比倍増の見込み)、②主力輸出品であるジュート・同製品の輸出(総輸出に占めるウエイト8割強)が米価上昇に伴う米作への作付転換や海外市況の低落を映じて落ち込んでいること、さらには、③タカの対インド・ルピーの実勢レート低落(公定レートは等価ながら、最近の実勢は1タカ=0.5ルピー)に伴い、インドへの密輸出(ジュート、米)が増大していること、などの事情から、貿易収支が急速に悪化し、今年度赤字額は10億ドル強と前年度比ほぼ倍増が見込まれるに至っている。加えて、昨年10月開催された対バングラデシュ援助国会議では、切下げを含む抜本的対策を要請する声が強かったため、援助約束分の実行を円滑化する意図もあって、今回為替レート的大幅切下げに踏み切ったものとみられている。

◇インド、引締め政策を一部手直し

インド準備銀行は5月8日、輸出金融および食糧公社による食糧買上げ金融の円滑化を図るため、金融引締めの一部手直し措置を発表した。

- (1) 自動車、繊維機械等機械関連の50数業種に対する輸出前貸金金利を、期間90日超180日以内のものに限り2%引き下げる(13.5→11.5%)。
- (2) 商業銀行の食糧公社に対する食糧買上げ資金貸付(現在残高、58億ルピー)を25億ルピー増額することを認め、その全額を準備銀行がリファイナンスする。

同国は、昨年7月の公定歩合大幅引上げ(7.0→9.0%)以来厳しい金融引締めを実施してきたため、市中金融はひっ迫し、これまで輸出好調から比較的高操業を続けていた機械産業部門でも経営困難に陥る先が増加し、また食糧公社による食糧買上げ業務も支障をきたしがちとなった。今回の措置は、引締め浸透に伴うこうしたひずみを除去するためにとられたもの。

◇豪州、賃金インデクセーションを導入

1. 豪州連邦賃金調停仲裁委員会(Australian Conciliation and Arbitration Commission)は4月30日、今後の賃金裁定にあたり賃金インデクセーション(賃金の物価スライド制)の導入を決定、5月から実施する旨発表した。その概要は次のとおり。

- (1) 裁定賃金は、原則として四半期ごとに、消費者物価の上昇率にスライドして決定するが、その際には各種の状況および関係者からの申し立てを勘案する。
 - (2) ただし、四半期の消費者物価上昇率が、
 - イ. 1%以上2%未満の場合は、その上昇率をそのまま賃金のアップ率とする。
 - ロ. 1%未満の場合は、当該四半期は調整を行わず次期に繰り越し、次期の上昇率と合わせて1%以上になった場合に調整を行う。
 - (3) 生産性をベースとした賃金アップについては、毎年1回裁定を行う。
2. 同国においては、消費者物価が、輸入物価の高騰などを映じて、74年中+16.3%、本年1～3月も前年同期比+17.6%と著しい上昇を示している。この間、インフレ高進に対する生活防衛を理由として賃上げ要求ストがひん発したこともあって、平均賃金上昇率は74年中各四半期ごとに水準を高め、10～12月には前年同期比+27.7%と物価上昇率を大幅に上回っている。このような賃金と物価のスパイラル的上昇の定着化を背景として今回、賃金インデクセーションを導入した。

本措置に対し、政府側は、「今回の決定は歴史的なものであり、インフレから賃金を保護することになる」と評価しつつも、同時に労働組合側の協力がきわめて重要であることを訴えている。これに対し労働組合側は、総じて今回の措置を受け入れる姿勢を示しているが、金属労連などの一部有力組合は、賃金インデクセーションの導入にもかかわらず、さらに大幅な賃上げを要求するストライキを行う予定と伝えられている。他方、経営者側は、今回の措置が賃上げを容易にし、さらにインフレを助長するとして批判的な態度をとっている。こうしたことから今後政府、労働組合、経営者の3者間の意見調整は依然として難航することが予想され、賃金インデクセーションの先行きが注目されている。

共 産 圏 諸 国

◇中国、1975年春季広州交易会を開催

1975年春季広州交易会は、世界各国から約25千人が参加して例年どおり4月15日から1ヵ月間広州市で開催された。今回の特色は、①世界景気の停滞が響いて全般に低調に終わったこと、②中国との政治・経済関係の好転を映じて発展途上国、とくに東南アジアからの参加が目だったこと、が指摘されている。

この間、わが国からは2,300人が参加したが、輸入面ではエビなどの水産物や一部絹織物の成約は好調だったものの、主力の大豆、繊維製品等については、わが国の未引取分をめぐってのクレーム処理と値引交渉に終始し、新規成約はほとんどみられなかったこと、輸出面では、不況に悩む欧米諸国の安値攻勢が響き、化学製品、板紙等の成約がほとんど皆無だったほか、機械、繊維原料も不調だったことなどから、輸出入成約額は昨年春の規模を下回り、1.7億ドル前後にとどまったものとみられている。